

矢板市の医療費助成制度について (平成27年4月～)

矢板市では、市民のみなさんの医療費の負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るために、次のような医療費助成制度を行っています。

<対象者は、矢板市に住所があり、各種健康保険制度に加入している人になります>

こども医療 (桃)

対象者

18歳まで(高校3年生相当)のこども
(受給資格者:保護者)

助成期間

出生日()

18歳到達後の最初の3月31日
(婚姻されている方は対象外です)

担当:子ども課

妊産婦医療 (黄)

対象者

妊娠している者
(受給資格者:本人)

助成期間

母子手帳交付月の初日()

出産した月の翌月末日

担当:子ども課

重度心身障害者医療 (青)

対象者

下記 いずれかに該当する者
(受給資格者:本人)

身体障害者手帳1級、2級

知能指数35以下

(療育手帳A1、A2相当)

身体障害者手帳3級、4級かつ

知能指数50以下(療育手帳B1相当)

助成期間

申請した月の初日()

状態が良くなるまで

担当:社会福祉課

ひとり親家庭医療 (緑)

対象者

下記 いずれかに該当する者
(受給資格者:養育者)

18歳未満の子を養育している

ひとり親とその子

両親以外に養育されている子

助成期間

申請した月の初日()

子が18歳到達後の最初の3月31日

所得制限があります
毎年8月に更新手続きが必要です

担当:子ども課

助成内容

費用は、一旦支払っていただきます。後日、申請により助成します。

こども医療では、6歳到達後の最初の3月31日(未就学児)までは、栃木県内の医療機関等の窓口での保険診療分の支払は不要です。(現物給付といえます)
助成の対象は、保険診療のみになります。

(総医療費の1・2・3割に相当する一部負担金分が助成対象です)

保険外(自費)分は、助成対象外となります。

月ごと、医療機関ごと(同じ医療機関でも入院と外来はそれぞれ別)に、500円の自己負担がかかります。(調剤薬局分は、自己負担なし)

ただし、18歳到達後の最初の3月31日までの間にあるこどもについては、自己負担はありません。

(重度心身障害者医療では、市民税非課税世帯の自己負担免除制度があります。

該当者は、毎年6月に更新申請が必要です)

高額療養費や附加給付など、他の制度での給付がある場合には、その額を控除して助成します。

申請の際に必要なもの

印鑑(シャチハタ以外のもの)

健康保険証(対象者のもの)

通帳(受給資格者名義のもの)

<こども医療・妊産婦医療> 母子手帳

<重度心身障害者医療> 身体障害者手帳、療育手帳又は診断書

* 必要に応じて、その他の書類を提出いただく場合があります。

制度の詳細につきましては裏面記載の担当各課にお問い合わせください。